



東京海上・円建て投資適格債券ファンド

(毎月決算型)(愛称:円債くん)



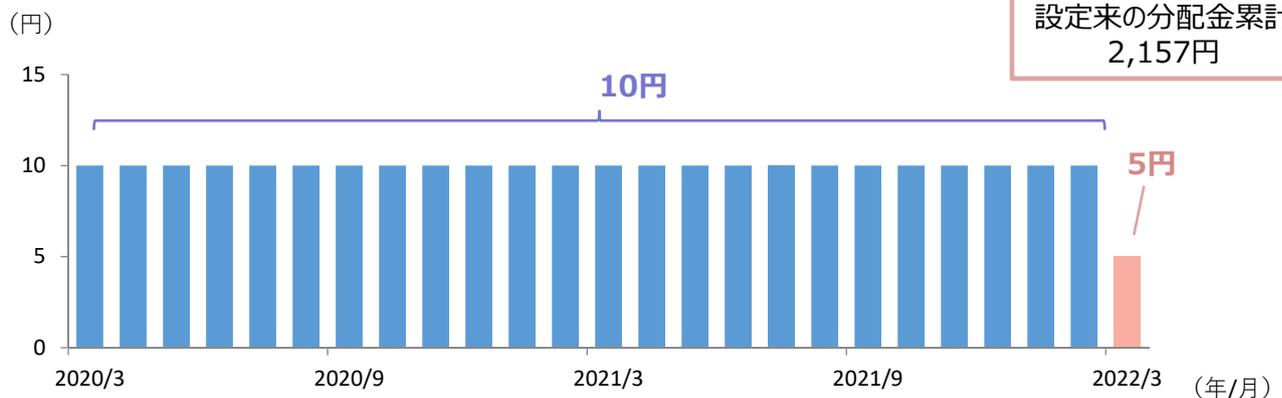
分配金引き下げのお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「東京海上・円建て投資適格債券ファンド（毎月決算型）（愛称：円債くん）（以下、「当ファンド）」は、金利水準や基準価額水準、市況動向等を勘案し、第142期（2022年3月23日）決算において、分配金を10円から5円（いずれも、1万口当たり、税引前）に引き下げることに致しましたので、お知らせいたします。

分配金実績（1万口当たり、税引前）

期間：第118期（2020年3月23日）～第142期（2022年3月23日）（直近2年）



※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。

※将来の分配の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。また、分配対象額が少額の場合などには、分配を行わない場合があります。

基準価額の推移

期間：2010年5月28日（設定日）～2022年3月23日、日次



※基準価額、税引前分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のもので、1万口当たりで表示しています。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。



東京海上・円建て投資適格債券ファンド

(毎月決算型) (愛称: 円債くん)



分配金引き下げの背景

当ファンドは、円建ての社債を中心に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行ってまいりました。

日銀は2%の物価目標を達成するため、金融緩和を継続しています。また、2020年のコロナショック以降、世界主要国・地域にて積極的な金融緩和策が実施されました。このような環境下、「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」の保有債券の利回りも低下しており、債券価格に対する利息収入の割合を示す「平均直接利回り」は、設定当初の2.6%から足もとでは0.69%（2022年2月末時点）まで低下するなど、利息収入が減少しています。

当ファンドでは、利子等収益を中心に継続的に安定した収益分配をめざしており、金利水準や基準価額水準、市況動向等を勘案し、本決算期に分配金を引き下げることにいたしました。

足もとの市況動向と今後の見通し

【足もとの市況動向】

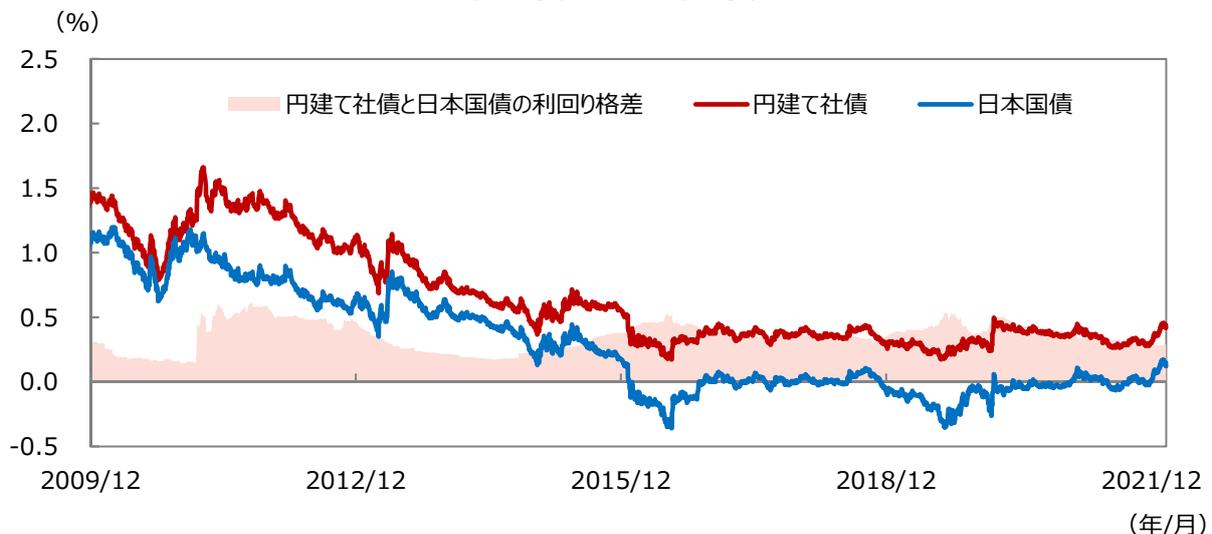
足もとでは欧米の金融政策正常化が意識され、米国債利回りが上昇したことを背景にベースとなる日本国債利回りは上昇していますが、日銀の金融緩和政策もあり上昇幅は限定的となっています。一方、投資家の事業債購入意欲が旺盛なため社債利回りは国債と比べると緩やかな上昇に留まり、事業債のスプレッド（社債と国債との利回り格差）は低下しました。

【今後の見通し】

欧米の金融政策正常化やロシアによるウクライナ侵攻などにより不透明感が高まっているものの、日銀は引き続き国債利回りの過度な上昇を抑制する姿勢を示していることから、国債利回りは低水準で推移すると予想しています。

短期的には市場のボラティリティ（変動性）に留意が必要ですが、利回りを求めて事業債に運用資金が流入する構図は継続し、事業債のスプレッドは概ね安定的に推移すると考えます。

＜ 参考：円建て社債と日本国債の利回り比較 ＞
2009年12月末～2022年2月末、日次



円建て社債：NOMURA-BPI事業債（長期（7-11年））利回り
日本国債：NOMURA-BPI国債（長期（7-11年））利回り

出所：野村證券

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。



東京海上・円建て投資適格債券ファンド

(毎月決算型)(愛称:円債くん)



ファンドの特色

詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

主として「東京海上・円建て投資適格債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。) 受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

◇ 円建ての社債を中心に投資します

- ・実質的に、わが国の法人が発行する円建ての社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。
- ・日本円で発行する債券に投資を行いますので、為替変動リスクがありません。

◇ 投資する債券は投資適格の債券とします

- ・投資する債券は、取得時において投資適格相当以上の格付けを取得している債券^{※1}、もしくはそれらと同等の信用力を有すると考えられる債券^{※2}を投資対象とします。
- ※1 Moody's社、S&P社、R&I社、JCR社、Fitch社 のいずれかからBBB格相当以上の格付けを取得しているもの
- ※2 無格付の地方債・政府保証債等

◇ 残存年限の異なる債券に分散投資します

- ・ファンドでは、投資する債券の残存年限を幅広く分散させることにより、できる限り金利変動リスクを平均化させ、安定した収益の確保をめざします。
- ※ 一般的に、残存期間が長い債券ほど金利変動時の価格変動が大きくなる傾向にあります。

◇ 毎月分配です

- ・毎月23日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とし、原則として、毎決算時に安定した分配を継続的に行うことをめざします。
- ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
- ※詳しくは、P.5の「収益分配金に関する留意事項」をご覧ください。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※NOMURA-BPIは、野村證券が公表している指数で、その知的財産権は野村證券に帰属します。野村證券は対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成績等に関し、一切責任を負いません。



東京海上・円建て投資適格債券ファンド

(毎月決算型)(愛称:円債くん)



当ファンドの主なリスク

詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
劣後債等固有のリスク	劣後債はデフォルトが生じた場合、元利金の支払順位が一般の社債よりも低い社債です。繰上償還条項が設定されている劣後債等が、市況動向等により繰上償還が実施されない場合や繰上償還されないと予想される場合には、当該証券の価格が大きく下落する可能性があります。 また、利息や配当の支払繰延条項がある場合は、発行体の業績の著しい悪化等により、支払いが繰り延べられる可能性があります。

① 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



東京海上・円建て投資適格債券ファンド

(毎月決算型) (愛称: 円債くん)



収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

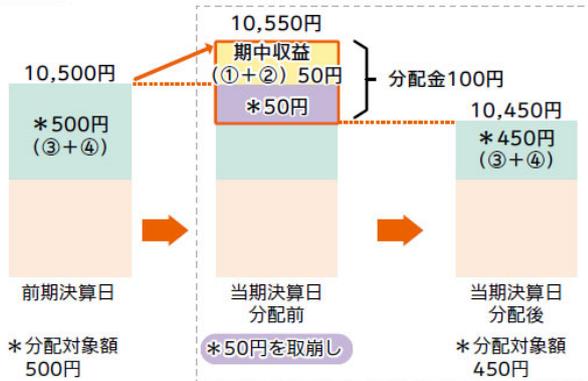
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額は、

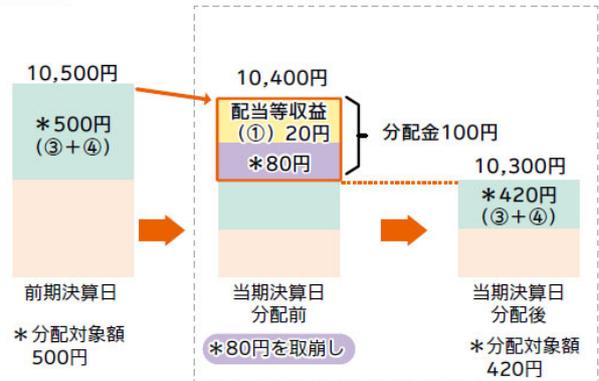
- ①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合



ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合



① 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり感が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。



東京海上・円建て投資適格債券ファンド

(毎月決算型)(愛称:円債くん)



お申込みメモ

詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込みメモの内容は、作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。

	購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入価額	購入申込受付日の基準価額
	換金単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	換金価額	換金申込受付日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
	信託期間	無期限(2010年5月28日設定)
	決算日	毎月23日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年12回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
	課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2021年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

ファンドの費用

詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 : 購入価額に**1.1%(税抜1.0%)**の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

信託財産留保額 : ありません。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬) : ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額とします。信託報酬率は、毎年3月および9月の各計算期末において見直すこととし、各前月末における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通り決定され、当該計算期末の翌日から適用するものとします。

新発10年固定利付国債の利回り	信託報酬率	新発10年固定利付国債の利回り	信託報酬率
3%未満の場合	年0.572%(税抜0.52%)	4%以上5%未満の場合	年0.792%(税抜0.72%)
3%以上4%未満の場合	年0.682%(税抜0.62%)	5%以上の場合	年0.902%(税抜0.82%)

※2021年8月末時点の新発10年固定利付国債の利回り(終値)は、0.02%です。

その他の費用・手数料 : 以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。

- ・ 監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用
ファンドの純資産総額に年率0.011%(税込)をかけた額(上限年66万円)を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。
- ・ 組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・ 資産を外国で保管する場合にかかる費用
- ・ 信託事務等にかかる諸費用

※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。



東京海上・円建て投資適格債券ファンド

(毎月決算型) (愛称:円債くん)



販売会社 (作成日時点)

商号 (五十音順)	登録金融機関	金融商品取引業者	登録番号	加入協会			
				日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社 愛知銀行	○		東海財務局長 (登金) 第12号	○			
あかつき証券株式会社		○	関東財務局長 (金商) 第67号	○	○	○	
株式会社 秋田銀行	○		東北財務局長 (登金) 第2号	○			
株式会社 イオン銀行	○		関東財務局長 (登金) 第633号	○			
エース証券株式会社		○	近畿財務局長 (金商) 第6号	○			
auカブコム証券株式会社		○	関東財務局長 (金商) 第61号	○	○	○	
S M B C 日興証券株式会社		○	関東財務局長 (金商) 第2251号	○	○	○	○
株式会社 S B I 証券		○	関東財務局長 (金商) 第44号	○		○	○
株式会社 京都銀行	○		近畿財務局長 (登金) 第10号	○		○	
株式会社 常陽銀行	○		関東財務局長 (登金) 第45号	○		○	
株式会社 新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	○		関東財務局長 (登金) 第10号	○		○	
東海東京証券株式会社		○	東海財務局長 (金商) 第140号	○		○	○
株式会社 栃木銀行	○		関東財務局長 (登金) 第57号	○			
株式会社 名古屋銀行	○		東海財務局長 (登金) 第19号	○			
株式会社 南都銀行	○		近畿財務局長 (登金) 第15号	○			
日産証券株式会社		○	関東財務局長 (金商) 第131号	○		○	
株式会社 百五銀行	○		東海財務局長 (登金) 第10号	○		○	
百五証券株式会社		○	東海財務局長 (金商) 第134号	○			
松井証券株式会社		○	関東財務局長 (金商) 第164号	○		○	
マネックス証券株式会社		○	関東財務局長 (金商) 第165号	○	○	○	○
みずほ証券株式会社		○	関東財務局長 (金商) 第94号	○	○	○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	○		関東財務局長 (登金) 第33号	○	○	○	
楽天証券株式会社		○	関東財務局長 (金商) 第195号	○	○	○	○
株式会社 琉球銀行	○		沖縄総合事務局長 (登金) 第2号	○			

■ 設定・運用 お問い合わせは

東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016

※土日祝日・年末年始を除く9時～17時

商号等 : 東京海上アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会 : 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【一般的な留意事項】 ■当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。■当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。■投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。■投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。■投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。■投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。■登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。